規　約

（名称及び住所）

第１条　本会は、　　　　　　　　　　　　　　　と称する。

第２条　本会の事務局は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（目　的）

第３条　本会は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を目的とする。

（活　動）

第４条　本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)

(2)

(3)

（会　員）

第５条　本会の会員は、第３条の目的に賛同するものをもって構成する。

（役　員）

第６条　本会に次の役員を置く。

代表　１名

会計責任者　１名